

**「令和7年度設備設計一級建築士定期講習（3月実施分）」  
修了判定の結果について**

建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3第1項の規定に基づき、当センターは、国土交通大臣の登録を受けた設備設計一級建築士定期講習の登録講習機関として、当該講習を実施しております。

今般、令和7年度設備設計一級建築士定期講習（3月実施分）の修了判定結果が確定しましたので、4月24日付で発表をいたします。

令和7年度設備設計一級建築士定期講習（3月実施分）結果

受講者（実受講者）	修了者	修了率
57人	57人	100%

参考

**【「設備設計一級建築士定期講習」制度概要】**

- 設備設計一級建築士は、建築士法第22条の2第五号の規定により、設備設計一級建築士講習後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うための講習〔設備設計一級建築士定期講習〕を資格取得年度後の3年以内ごとに受講することが義務付けられている。
- この講習は、講義と修了考査によって構成され、建築士法別表第2（五）に定める科目である「設備関係規定に関する科目」及び「設備設計に関する科目」の講義についてはテキストを用いて講師により行われるものである。
- 講習の時間の合計は6時間以上であり、このうち講義時間は5時間、修了考査時間は1時間で行われる。
- 修了考査は、「設備関係規定に関する科目」及び「設備設計に関する科目」について、出題数を40問、出題方式を正誤方式により行われる。

○ 問合せ先：(公財)建築技術教育普及センター 設備定期講習専用ダイヤル  
TEL 050-3645-2812